

# 物価高騰対策給付金（3万円/1世帯）のご案内

## ～受給には手続きが必要です～

物価高騰対策給付金（1世帯あたり3万円）は、物価高騰に直面する低所得者の生活を支援するために支給する給付金です。

**※申請締切りは3月31日(月)となっておりますのでお早めに申請してください**

## 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円** ※1回限り

## 支給対象世帯

令和6年12月13日時点において邑楽町に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割が非課税の方で構成されている世帯

**※ 上記に該当しても、住民税が課税されている方に世帯全員が扶養されている世帯は支給の対象になりません。**

## 申請の有無 ※世帯の状況により異なります

**世帯全員の令和6年度  
住民税均等割が非課税の方で構成されている世帯**

**世帯全員の住民税均等割が  
非課税と確認された世帯**

**世帯の中に住民税均等割が非課税の確認が出来ない世帯員がいる**

- ・世帯に令和6年1月2日以降に転入した人等がいる
- ・世帯に未申告の方がいる

**邑楽町からハガキもしくは確認書（要返送）が届きます**

令和6年12月13日時点で邑楽町に住民登録がある対象世帯へハガキもしくは確認書が送付されます

**1月下旬から順次送付しています**

**邑楽町から申請書（要返送）が届きます**

【下記に該当する方は添付書類も必要となります】

- ① 令和6年1月2日以降邑楽町に転入した方（令和6年1月1日現在居住していた市区町村が発行する課税証明書が必要）
- ② 未申告の方（申告後、申告書写しが必要）

**1月下旬から順次送付しています**

住民税均等割が非課税世帯で18歳以下の児童を扶養している皆さまへ

## 物価高騰対策給付金【令和6年度こども加算】 (2万円/児童1人あたり)の追加給付のご案内

物価高騰対策給付金【令和6年度住民税均等割が非課税の世帯の給付】(3万円/1世帯)受給済み世帯で18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童を扶養されている世帯

### 給付金の支給額

18歳以下の児童1人あたり**2万円** ※1回限り

### 支給対象世帯

令和6年12月13日時点において邑楽町に住民登録があり  
物価高騰対策給付金【令和6年度住民税均等割が非課税の世帯の給付】(3万円/1世帯)  
を受給した世帯に扶養されている18歳以下の児童がいる世帯

※令和6年12月13日以降令和7年3月31日までに出生した新生児も対象となります。

### 申請の有無

物価高騰対策給付金【令和6年度住民税均等割が非課税の世帯の給付】  
(3万円/1世帯)受給済み世帯で  
**18歳以下の児童を扶養している世帯**

#### 邑楽町から支給決定通知書が届きます

物価高騰対策給付金【令和6年度住民税均等割が非課税給付】(3万円/1世帯)受給済み世帯の給付後  
**振込先等変更がなければ手続き不要です。**

※令和6年12月13日以降令和7年3月31日までに出生した新生児は申請が必要です。

#### お問い合わせ

邑楽町役場 福祉介護課(1階④窓口)

「物価高騰対策給付金【令和6年度住民税均等割が非課税世帯】」・「物価高騰対策給付金【令和6年度子ども加算】」窓口



**0276-47-5022**

受付時間 平日8:30~17:15(土日・祝祭日を除く)

